



鶴田町消防団出初め式



# 令和5年度 二十歳の集い

1月3日（水）、国際交流会館で「二十歳の集い」が開催され、華やかな振り袖やスーツ姿の若者ら92人（男50人、女42人）が集まりました。参加者たちは久々に再会した仲間との旧交を温めていました。



## ■ 鶴田町消防団出初め式

鶴田町消防団（下山正彦団長）は1月7日（日）、町内の丹頂大通りで出初め式を行いました。

出初め式には町消防団、町婦人防火クラブ連合会から約270人、消防車両15台が参加。纏振りや分列行進を行い、消防人として地域住民の生命と財産を守る決意を新たにしました。

また、町国際交流会館で執り行われた式典では、長年にわたり消防団活動や消防行政に功績のあった方々が表彰されました。

### 【鶴田町消防団出初め式受章者】

◆内閣総理大臣表彰（伝達）防災功労者  
鶴田町消防団

◆鶴田町長表彰 無火災竿頭綬  
大性分団、田の尻分団、亀田分団

◆鶴田町消防団長表彰 優良章  
出町真悟、石岡迅都、山谷貴史、伊藤学、西村寿志、長内拓也、三橋秀樹、岡謙利

【敬称略】

## ■ 消防団員募集

### 消防団とは？

消防団員は非常勤特別職の地方公務員で「自らの地域は自らが守る」という精神に基づき、災害時の消防・防災活動のほか、平時の訓練などに従事しています。

### ▼活動内容

消火活動、災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防衛活動、防火訓練、巡回広報

### ▼入団資格

- 鶴田町に居住している方、または勤務している方
- 年齢 18 歳以上の方
- 心身ともに健康である方



### ▼待遇

年額報酬、出勤手当、被服貸与、公務災害補償、退職報償金制度、休団制度あり

■問い合わせ先：鶴田消防署 ☎：0173-22-2131

## ■ 消防団救助活動用の資機材を配備

町消防団は国の消防団救助能力向上資機材緊急整備事業を活用し、下記の消防団救助用資機材等の整備を行いました。



トランシーバー 167 台

各分団に配備し、災害時に最前線で活動する団員同士のスムーズな連携が可能になります。



水災用器具および救助ボート 1 式

昨今の大型化する台風や局地的な大雨に備えるために配備。

## ■ 鶴田町消防団無火災祈願祭

鶴田町消防団は1月5日（金）、鶴田八幡宮で無火災祈願祭を執り行いました。祈願祭には消防団関係者約20人が参列し、今年1年の無火災・無災害を祈願しました。

下山団長は「新年早々に能登半島が震災に見舞われ、改めて自然災害の怖さを再認識させられました。常に災害の危険があると考え、鶴田町の防災機能の向上に団員一同取り組んでまいります」と話していました。



# 議会の



## 12月定例会

令和5年第4回鶴田町議会定例会が、12月7日から12月15日までの会期9日間で開かれました。

今定例会では、議案15件について審議が行われ、原案どおり議決（可決14件、承認1件）されました。

### 議決された議案

議案第70号	令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第6号）案
議案第71号	令和5年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第72号	令和5年度鶴田町水道事業会計補正予算（第3号）案
議案第73号	令和5年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第74号	令和5年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第75号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第11号 令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）
議案第76号	鶴田町事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第77号	鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第78号	鶴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第79号	鶴田町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第80号	鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第81号	鶴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第82号	令和5年度鶴田町一般会計補正予算（第7号）案
議員提出議案第2号	鶴田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案
議員提出議案第3号	鶴田町議会委員会条例の一部を改正する条例案

## 一般質問

### 12月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

澁谷 秀明 議員

所属会派 政心会

#### ①旧富士見スキー場跡地利用について

富士見スキー場が閉鎖してからの利用もしないで、用地貸付料として、毎年35万円第1財産区へ支出しているのはなぜか。

#### ②富士見湖パーク周辺の交通渋滞について

春の桜まつり開催時期に問題になった、観光客の歩行中の危険な行動、これが交通渋滞の原因

因となつています。これに対して何か策を講じたものですか。10月末、鶴の舞橋の改修工事に伴う、素晴らしいイベントが行われました。しかし、同じ問題がまた起きている。どのように思いますか。

#### ③観光バス等の降車場について

「一般車両駐車禁止（自転車も含む）」いい内容の看板だと思えます。いい看板でも駐車場の一番奥の、1メートルほどの高さにあつては道路から見えづらいうし、看板の前に車が止まったら見えないですよ。いかがですか。

#### ④鳥インフルエンザ対応について

10月にカラスの死骸が見つかり役場に相談したところ、県に報告したら、数的にまだ調べない事はないと言う事で回収していただきましたけれど、それでいいのですか。

#### 答弁 町長

①旧富士見スキー場跡地利用について  
旧富士見スキー場は、昭和60年に鶴田町第1財産区と土地賃貸借契約を締結し、鶴田町営富士見スキー場として長年運営してきましたが、施設の老朽化と利用者の減少により令和3年3月をもって廃止しております。

このことから、第1財産区に対し、土地賃貸借契約解約について協議をしたところ、「附属施設である管理棟、アンバリーフト、照明塔、埋設電線を全て撤去し、現状回復することを解約の条件とし

ます。また、附属施設の残存期間に係る賃貸借料は支払っていただきます」との回答がありました。

その後、管理棟以外の施設は、スキー場専用の施設となることから、令和4年度に解体撤去をし、管理棟については旧スキー場跡地の利活用と併せて有効活用すべきとのご意見もあり、解体撤去せずに現在に至っております。

これまでも、さまざまな観点から施設の利活用方法について検討してまいりましたが、11月に開催されました常任委員会の合同視察時にも、観光資源としての活用を含め、さまざまなご意見をいただきました。いただいたご意見等も踏まえ、今後も関係課と連携しながら、旧スキー場跡地の活用方法について検討してまいります。

#### ②富士見湖パーク周辺の交通渋滞について

交通渋滞が起こる場所は、廻堰

大溜池と新溜池の間の町道上のことで、この場所は鶴の舞橋を横から全体を見渡すことができる撮影スポットとなっており、歩行者が路上で三脚を使用して写真撮影したり、マナーに反する行為により交通の妨げになっていくこと、カーブがあり、車両が歩行者に気をつけながら走行しなければならぬことなどから、イベント開催や連休などで観光客が多い際に交通渋滞が起きているものと認識をしております。

これに対して講じた策は、歩行者とドライバーへの注意喚起を行い、イベント開催時には混雑している付近に警備員を配置して、案内をさせていただいております。以前より、道路の拡幅や歩行者専用道路の新設など、観光面も考慮した道路改良等のご意見をいただいておりますが、道路の構造上、歩行者専用の通路等の確保もでき

ず、ため池に挟まれた道路を整備するには、ため池内の敷地を改良する必要があり、国、県、改良区との協議が必要で、想定工費が高額になることから町単独での事業化は難しい状況です。

この問題の根本的な解決は道路改良ですが、事業化には相当の時間と協議が必要ことから、注意看板の設置やSNSなどによる注意喚起を引き続き行い、イベント開催時での人員配置等についても再度検討し、現状での最善策を実施してまいります。

**③観光バス等の降車場について**

バス降車場は、令和2年の観光施設「ここにもあるじゃー」のオープンと同時に供用開始いたしました。観光バス等でいらつしやる観光客の方々は、丹頂鶴自然公園側から鶴の舞橋を渡り、対岸の富士見湖パーク駐車場に向かうのが慣例となっているため、県道沿いにバスが停車することによる交通の妨げを解消し、道路を利用する方や観光客の安全性を確保することを目的に整備したものです。

看板が見えづらいとのご意見については、ご指摘のとおりですので、早急に対処してまいります。

また、一部に身障者用駐車スペースを設置しており、一般車の駐車スペースもあるものと思われる方もいるようですので、バスとタクシーの降車場であることが一目で分かるように表記内容や設置場所についても改善してまいります。

観光で訪れた方々は、現地の事情を細かく把握しているわけでは

ありませんので、ほかの場所についても、案内看板の修繕や更新新設の際には、見えやすい場所への設置や分かりやすい表現等にも配慮した整備に努めてまいります。

**④鳥インフルエンザ対応について**

町では、野鳥の死骸が発見された際は、国と県の指導の下、その対応に当たってまいりました。

環境省では、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを設定しております。それまで対応レベル2となっておりましたが、令和5年10月25日付で対応レベル3に引き上げ、野鳥の監視を強化いたしました。サーベイランスとは、モニタリングシステム、いわゆる調査という意味に当たります。対応レベルでの実施内容の項目においては、カラスの死骸に関しましては、4つに区分された検査優先種のうち、優先度が3番目に該当します。そのうち、検査が実施されるのは、対応レベル2の場合には死亡野鳥等が5羽以上でしたが、対応レベル3に引き上げられたことにより、死亡野鳥等の数は2羽少ない3羽以上となりました。

死亡野鳥等の調査は、同一場所で見渡せる程度を目安とし、おおむね3日間程度の合計羽数が対応レベルごとに設定された死亡個体数が発見された場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施するとされております。野鳥等の死骸の発見について連絡があった際は、これらに基づいた対応を基本としておりますが、町での判断が難しい場合は西北地域県民局

に報告し、対応をしております。昨年度、国内各地で高病原性鳥インフルエンザの感染が発生し、青森県内の養鶏場でも発生したことから、多くの方がより不安に感じていることと思います。また、死亡野鳥の検査基準が分からないことにより、不安が募る方もおられると思いますので、調査等がどのような内容なのかをはじめ、国や県からの情報を伝えるなど、丁寧な説明や情報発信に努めてまいります。

**(再質問)**

1番目のスキー場の跡地利用についてですが、さきに行われた委員会視察のときに、残っている管理棟があつたままだと絶対壊さなければいけないし、お金もかかりました。今だったらリフォームも利きます。私が提案したいのは、今富士見湖パークでバーベキューもキャンプもできないと、若い人から結構聞きます。このプームに乗って、オートキャンプ場やバーベキュー、その他もろもろ遊べる場所を造ったらいいいと思いますので、ぜひ検討してもらいたい。

2つ目の質問ですけれども、ガードマンの数が少ない。私も見ましたが、あれでは歩行者は言うことを聞きません。確かにあの町道は、右を見れば岩木山がきれいに見える。鶴の舞橋左側は本場にすばらしいフォトスポットです。であるならば、もう少しガードマンの数を増やしたほうがいいのではないかと。そして、道路に路側帯

をつけて、もっと迅速に県、国と話をし、橋まで行かないけれども、木道の歩道を作るのもいい案だと思います。3つ目の降車場の件ですけれども、看板を入り口近くの目線より高い位置に置いたら、入る前にみんな見えます。以前は、観光バスが路上駐車して降車させていて、非常に農家の皆さんとトラブルが多く、私もあそこ隣でリンゴ畑を持っていましたけれども、そういうトラブルがなくなりました。そういうのを検証して、看板の位置も考えたほうがいいのではないかと提案させていただきます。

4つ目の鳥インフルエンザ対応ですけれども、うちの園地でカラスが2羽死んでいて、100メートル範囲内でもう1羽死んでいます。これで3羽以上死んでいるんです。目に見えない林や沼地、湖の中、死んでいる可能性はいくらでもあるんです。県、国に確かに指示を仰ぐのも必要です。けど、鶴田町の20キロ以内は藤崎でもどこにも養鶏場があります。そういうところで発見されたときに、そういういえば鶴田でもカラス死んでいましたよねという話になる前に鶴田町独自で検査したほうがよいのではないのかなど。もしそれが風評被害になったら、鶴田町の農産物どうなるんですか。そういうことを真面目に考えてもらいたい。

大溜池と新溜池の間の道路についてですが、今現在は注意喚起と警備員の配置で対応せざるを得ませんので、警備員については今後担当課のほうにもっと検討させて、安全性の確保を高めるようにさせていきたいと思っております。それから、歩道の検討についても関係機関と検討をさせていきたいと思っております。

**降車場の看板については、私も質問が出た後、すぐ現場に行きました。1メートルもないところに看板があつて、その前に車が駐車していれば完全に見えないという状況です。もっと入り口のところに見えるような形で設置するよう担当課に指示しておりますので、早急に看板を手前に持つてくるようにさせます。**

鳥インフルエンザのカラスの死骸については、見渡せる範囲や3日間程度という目安において、町で判定が難しい場合は県に報告して、これまでも対応してきました。これについては担当課のほうから補足回答させます。

**答弁II 産業課長**  
カラスの死骸についてですが、対応レベルが3に引き上げられたことにより、3羽以上が対象になるということでございます。ただ、見渡せる範囲、もう一つは3日間程度という日にちの規定もあり、町で判断は難しいということか

**答弁II 町長**  
最初の旧富士見スキー場の利活用ですが、私自身もオートキャンプ場のような施設があればいいと

### 小関 優 議員

所属党派 政優会

ら、先般は県民局に報告して判断を仰いだ結果、調査には該当しないということでごさいます。ただ、皆さん不安に思われていたことですので、引き続き県民局にも意見を申し伝えてお願いしていきたいと思ひます。

また、町独自での検査は行っておりません。あくまでも、その野鳥を県が県の施設に運んで、鳥インフルエンザの陽性が陰性かというのを調べておりますので、その辺につきましても再度県民局に意見があったということをお願いさせていただきます。

#### (再々質問)

県民局の対応、役所的な言葉遣いです。町独自で、県にお願いしなくても保健所でもできると思っています。それぐらいの予算をつけてやったほうがあずましく気持ち持てるんです。万が一ということを考えてもらいたい。

#### 答弁II 産業課長

町独自で委託しての検査につきましては、検討させていただきたいと思ひます。今この場でやれるという確約はできませんので、委託が可能なものかどうかも含めて調べさせていただきます。

#### ①人口減少対策について

定住・移住するためには、住む場所と仕事(生活するためのお金)が必要です。このことについて、鶴田町はどのような対策を実施しているかお知らせください。

#### ②リアルタイムの情報提供について

災害情報・農業等の補助事業情報・除排雪情報等、いち早く町民の方に伝えたい方が良い情報があります。

広報つるたや毎戸配布されるチラシでは配布されるまでに時間がかかり、防災無線では風向きや窓を閉めている状況では聞き取れないことがあります。

インターネットの公式アカウント(LINEやX(旧Twitter)など)があれば、それをフォローすることで、リアルタイムの情報が自動的に届きます。リアルタイムで情報を届けるために公式アカウントを開設してはいかがでしょうか。

#### ③富士見湖パーク(鶴の舞橋そば)にりんごの樹を

りんご農家の方から、「観光客が勝手に園地に入り、りんごを触ったり、写真を撮ったりして困る」というお話を伺いました。

県外の知人の話では、津軽地方の道路を初めて車で走ったとき、りんごがたわわになつていてる様子を見て、感動のあまり車を降りて近くに行きたくなったそうです。

観光客の気持ちも分かるし、農家の方の気持ちも分かる。今、富士見湖パーク内のローラー滑り台が使えなくなり、その他の施設も老朽化が進んでいるものもあります。また、バーベキュー場のコンロが撤去され、公園全体のあり方を見直す時期になってきているようです。

りんごを近くで見ることができ、フोटスポットにもなるように、富士見湖パーク内にりんごの樹を植えてはいかがでしょうか。

#### 答弁II 町長

#### ①人口減少対策について

町では、移住・定住の促進につながる施策として、さまざまな事業を実施しております。

鶴田町移住定住促進交付金事業は、定住のための住宅を取得した世帯を対象に、新築10万円、中古5万円を基本額として、その他の加算要素に応じて交付しております。

あおもり移住支援事業は、東京圏から鶴田町に移住し、青森県が行うUIJターン就職支援または起業支援等を活用した世帯を対象に最大100万円を給付しております。

空き家バンク利用促進事業は、移住、定住の促進を図るため、空き家バンクを通じた売買、賃貸、改修、片づけなどの経費を対象に、所有者または購入者に対して補助金を交付しております。

また、地域おこし協力隊事業を活用し、地域外の人材を積極的に誘致し、地域活力の維持および向上を図りながら、隊員の定住定着に結びつけるための支援も行っており、地域おこし協力隊の退任後に起業または事業承継した場合、100万円の起業支援補助金の支給も実施しております。

首都圏において実施する移住フェアにより、移住希望者と直接話をする機会が増えており、町内での就職先についての問合せも少なからずあり、その際は町の基幹産業は農業ということを伝えながら、町所在の会社名などをできる範囲で、紹介してまいります。

今後、町独自の移住・定住施策や子育て支援を継続的に推進するとともに、国、県、圏域との連携した各施策を実施し、人口減少対策に努めてまいります。

#### ②リアルタイムの情報提供について

町では現在、防災情報をはじめ、観光情報やイベント、検診等のお知らせなどの情報伝達手段として、町ホームページや防災行政無線、登録制メールであるつるりんほっとメール、SNSであるつるりんFacebookのほか、必要に応じて緊急速報メール、いわゆるエリアメールを活用しています。

防災行政無線については、建物内にいる場合や天候によっては聞きづらい場合もあるとのご意見もあることから、つるりんほっとメールやつるりんFacebook、エリアメールを併用して情報伝達に努めているところです。

インターネットの公式アカウント「LINE」や「X」を活用すべきとのご質問につきましては、町では現在、新型コロナウイルスワクチン接種予約専用としてLINEアカウントを開設しておりますが、来年度からは機能を拡張し、セグメント配信機能を装備するなど情報発信の強化を図った上で活用を検討しており、かかる経費について来年度当初予算に計上することとしております。

具体的には、性別、年代、住んでいる地域、知りたい情報など、利用者の属性を取得する登録フォームを構築することにより、利用者の嗜好に合わせた情報を発信し、予約配信、定期配信機能の装備により必要な情報の見逃しを防ぐなど、本人の要望に添った情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備するものです。

また、可能な範囲に限られますが、各種申請や手続等をLINE上で行う機能についても整備するなど、町民の方々の行政手続についての利便性の向上にも資するものと期待しております。

今後とも、DXの推進と併せて町民の方々が必要な情報を適切に得られる環境の整備に努めてまいります。

#### ③富士見湖パーク(鶴の舞橋そば)にりんごの樹を

りんご農家の方からのお話は、園地での心ない観光客の振る舞いによるものであり、被害に遭われた園主の方にはやりきれない思いであると、その心痛をお察し申し上げます。新型コロナウイルス感

染症の5類引き下げ以降、全国的に観光客が増えている傾向ですが、観光目的であっても最低限のマナーは必ず守っていただきたいものと思っております。

さて、富士見湖パーク内のローラー滑り台やバーベキュー施設のコンロは、老朽化により使用禁止撤去することになり、子供連れの家族や仲間同士などがゆつくり滞在できるスペースが少なくなり、公園全体の在り方についても見直す時期にあると認識しております。

また、富士見湖パーク内にリンゴの木を植樹してはとのご意見については、果樹の栽培となると専門的な知識と作業も必要であることから、維持管理のことも考慮しながら、持続可能な公園運営と町民の憩いの場としての機能充実のため、慎重に検討してまいります。

**(再質問)**

1点目の人口減少対策については、先般全員協議会の中で、給食センターの人員が確保できないので、委託することも考えているというふうなことが話されました。委託するとすると、町の人たちの雇用の場をなくすということになります。また、委託するに当たっても、先般の試算では通常の運営額より800万円ほど多くかかるという話でした。800万円多くかかるのであれば、その分も町民の仕事が増えるような形で給食センターを運営していただくほうがよいと私は考えております。

働く場所、仕事、生活するためのお金が必要なので、わざわざ外部にお金をしかも多く払う必要はなく、鶴田町の中で解決していくべきだと考えます。

2点目のリアルタイムの情報提供については、公式アカウントが開設したら、これからは農業情報の補助金情報等々だけではなく、ふるさと納税の協力や、県外の大学に進学している方への成人式の情報など、そういうふうな形で登録すれば、鶴田町のいろんな情報が届くよということのアピールしながら、登録者数を増やしてリアルタイムで情報を教えていただければと思います。

3点目の富士見湖パークにリンゴの木をというところですが、今現在、春の桜まつり自体は、もう鶴田町だけでなく、弘前も含めて、ゴールデンウィーク期間中には温暖化で花が咲いていないという状況が増えてきております。その桜の次に咲くのがリンゴの花です。そういう意味では、桜まつりがもしゴールデンウィークに開催できないようであれば、リンゴの花を見ようというのも一つの方法だと思っております。その辺も考えながら計画していただければいいなと思っております。

**答弁II町長**

給食センターの件については、民間に委託しても800万円多くなる、そこが私も今ちょっと引っかかっているところがございます。職員については、そのまま引き続き雇用してもらおうという考え

方で私たちは説明をしたつもりですけれども、それも民間の相手方があるわけですので、この件については、補足があれば教育委員会の方から答弁させます。

2番目のリアルタイムの情報提供については、ふるさと納税の募集や県外の方にもリアルタイムで情報を伝えていけるということ、そのような形で今まで以上に情報発信に力を入れていきたいと思っております。

最後のリンゴのことですけれども、富士見湖パークは、岩木山、そして周りのリンゴ園、全てが観光資源だと思っております。そういう意味では、今言われた春の桜の花の咲くときからリンゴが赤く収穫を迎える時期まで、富士見湖パークにもっとお客さんが来てもらうために、全体的な見直しをこれからしてまいりたいと思っております。

**答弁II総務課長**

2点目のリアルタイムの情報提供については、町では、これまでコロナワクチン接種業務ではLINEを活用してきましたけれども、この内容を拡張し、さらに充実した情報提供ができるように、新年度から取り組みする予定でございます。より多くの情報を町民の皆さまに提供するとともに、セグメント配信機能も有効活用して、町民に必要な情報を迅速に伝えるということも重要なことかと思っております。これらの機能も十分活用しながら、本人の意向、希望に添った情報提供に努めていければと思っております。

**答弁II企画観光課長**

富士見湖パークの件で、桜の後のリンゴの花という話ですけれども、富士見湖パークの全体の計画を見直していくという意味では、時期についても参考にしていく部分だなと感じております。

なお、県内の市町村の中でも、オンラインでの申請業務等についてLINEを使うという新聞記事も掲載されております。これらも参考にしながら、町としても情報提供のみならず申請についてもできるような形で、進めていければと考えております。また、活用に当たりましては、登録していただかないといけないということ、今後、これを整備した上で、登録者数を増やす取組も町としても取り組んでいければと考えております。

**答弁II教育次長**

給食センターの外部委託の件で、全員協議会でご説明させていただきましたが、その際に小関議員から県内の直営でできているところの状況というところで、調査いたしましたところ、ほぼ余裕を持った人員で運営しているということでしたので、当町でも2人増員して運営していきたいと思っております。皆さまにご説明して承諾いただけたなら、今年度からでも増員して運営し、それでも駄目なら委託を考えようかなと思っております。

**答弁II企画観光課長**

11月に開催されました常任委員会の合同視察の中でも、富士見湖パークをご覧いただいて、その中

意見もいただいております。そういったご意見を検討の中でいろいろ吟味していつ、今後、楽しく飽きられないような富士見湖パークの計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

**【有料広告】**

**この社会あなたの税がいきている**

西北五税務関係団体協議会は、税知識の正しい理解と普及、納税道義の高揚を目的として、下記の団体で構成されています。

・五所川原商工会議所	・五所川原税務署管内 青色申告会連合会	・五形会 北五小売酒販組合
・西・つがる商工会連絡協議会	・公益社団法人五所川原法人会	・鶴ヶ沢小売酒販組合
・北五地域商工会プロダクツ会	・五所川原税務署管内 農業青色申告会連合会	
・東北税理士会五所川原支部	・五所川原税務会	

**西北五税務関係団体協議会**

申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付の期限は3月15日(金)、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付の期限は4月1日(月)です！

事務局(五所川原商工会議所内) 0173-35-2121(中山)

# シークワードに挑戦



## ◎賞品提供

道の駅つた「鶴の里あるじゃ」

## 【クイズの解き方】

皆さん節分の豆まきは行いましたか？下の文字から縦・横・斜めに隠れている、豆の種類を7つ消してください。残った5文字を組み合わせた言葉が答えです。（ヒント：〇〇まめは「まめ」を省略しています）

応募締切

3/1

(金)

必着

ウ	ア	ズ	キ	ヒ
ダ	ト	ラ	レ	ヨ
イ	ウ	ソ	ン	コ
ズ	ラ	ド	ズ	シ
ル	エ	ン	ド	ウ

## 応募方法

はがきに答え、住所、氏名（未成年の方は保護者名も記入）、年齢と広報に対するご意見やご感想などを書き添え、次の宛先までお送りください。

〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

鶴田町役場企画観光課 まちづくり班 行

正解者の中から抽選で、鶴の里あるじゃより、あるじゃで使える「鶴の舞橋三連餅引換券」と町より「つるりんグッズ」を5名様にプレゼントします。

## ★1月号の答え

「フクブクロ」

### ○キーワード（「鶴田町に関する単語」）

アサゴハン、アルジャ、マツ、ブドウ、ヤヨイガ、ツル

### 【おめでとう！1月号当選者】

#### ◆スチューベン大福【提供：道の駅つた「鶴の里あるじゃ」】

PN「八木橋ゆい」さん、三戸さつさん、館山まつ子さん、田澤八重子さん、花田淑子さん、成田美代子さん、相馬厚子さん、相川洋子さん、千葉かおるさん、長内信子さん

#### ◆スチューベンジュース「丹頂の微笑」【提供：(有)津軽ぶどう村】

瓜田千賀子さん、藤田稔さん

#### ◆幡龍 御食事券1,000円分【提供：(株)幡龍】

八木橋恵理子さん、関彩乃さん、当麻ゆかりさん、坂本年弘さん、宮本牧子さん

【シークワード1月号の解答】

ア	サ	ゴ	ハ	ン
ア	ク	マ	ク	ロ
ル	ツ	ブ	ド	ウ
ジ	ヤ	ヨ	イ	ガ
ヤ	ブ	ツ	ル	フ

## 交番あんぜん・あんしん通信

「110番」は緊急通報です！

110番は、事件や交通事故の発生など、警察へ緊急に通報する場合に利用するものです。

### 110番のしくみ

青森県で110番をすると、青森市にある警察本部通信指令室につながります。

通信指令室では、110番を受けの人と無線指令をする人が2人1組となり、通報を受けながらその内容をすぐに警察署や現場近くのパトカーに知らせます。

### 【110番通報のポイント】

- ①何があったか
- ②いつ？
- ③どこで？
- ④犯人は？
- ⑤どんな状況か
- ⑥あなたの名前は？

などを順番にお聞きしますので、落ち着いてはつきりとお話ください。

### 警察への相談は#9110

急を要しない相談・要望や問い合わせは、警察相談専用電話『#9110』や最寄りの警察署、交番などへお願いします。

## 石綿（アスベスト）による疾病に関する補償・救済のお知らせ

石綿（アスベスト）を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

### 石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

- ・国が運営する労災保険制度
  - ・石綿健康被害救済制度
- から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族の中で、仕事で石綿を取り扱い、または吸ったことがあり、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方もしくは亡くなられた方がおられましたら、下記へご相談ください。

### ■問い合わせ先

青森労働局 労災補償課 ☎017-734-4115  
五所川原労働基準監督署 ☎0173-35-2309

# 広報文芸コーナー

作 川柳鶴田吟社、鶴田短歌会、たちの芽文芸クラブ

## 川柳鶴田吟社会員作品

注意報 雪が本気で降っている  
 成田あき子  
 ふるさとを 離れ思う 曼珠沙華  
 田中 薫  
 衣食住 足りて感謝の 年の暮れ  
 下山ゆめ子  
 面を脱ぐ やさしい鬼に なりたくて  
 工藤りん子  
 煮くずれを 整える意地 喜寿にあり  
 花田美々  
 万歩計 足りぬ歩数は 腕で降る  
 阿部ひろゆき  
 夢がまた 夢で終わって 肩落とす  
 下山しよんえい  
 真夜中の 猛吹雪でも 除雪車が  
 奈良二郎  
 腹の底 から笑うまで 日々生きる  
 香田龍馬  
 一日一日 心新たに 剥ぐ唇

二度三度 うがいでとれた 軽い嘘  
 佐藤倫生  
 菊地志樹  
 青空が 出て来る位置に 置く小箱  
 工藤まさひろ

## 鶴田短歌会 一月作品

来る年は 辰の年女 節目の時  
 自問自答し あらたまの年  
 中島文子  
 見れたの「見」今年一文字 私可想  
 いかなって見れた三猿  
 三浦悦子  
 ガサ地区に イスラエル軍は 発砲  
 し 戦争知らむ 我は喜寿よ  
 永沢忠義  
 チラシ折り 小箱作りが 止められ  
 ぬ 無心になれて 充実感あり  
 松山裕子  
 りんご作る 人が少なく 樹が切ら

れ 右も左も 原野となるや  
 奈良鉄子  
 目も耳も 歯も弱りたる 老いなれ  
 ど心に歌ある ひとりの暮らし  
 棟方文雄  
 吾子は みな孫を抱きし 歳になり  
 われ九十五歳は 酒のおつまみ  
 山谷テル

## たちの芽文芸クラブ 一月作品

年越しは 爆睡しちやった 大みそか  
 天  
 汗かいて 初めてすべる スケート場  
 織田信  
 おばあちゃん家 駅伝応援 ドキド  
 キだ  
 あと少し 入試近づく 雪の道  
 誠也  
 初詣 明暗分ける みくじかな  
 さくら  
 カレー煮て やっと一息 小正月  
 落葉  
 雪どつと 降っては消えて また降  
 樹  
 さくら

■たちの芽文芸クラブ 事務局  
 TEL 0173 (22) 6341



## 戸籍の窓

(1月届出分：敬称略)

### お誕生おめでとう

町名	氏名	保護者
菖蒲川	三上 蒼空	(隆一)
相原町	鈴木 柊翔	(雅登)
みどり町	藤田 翠惟	(勝之進)
派立	板谷 緋奈乃	(祐)

### ご結婚おめでとう

町名	氏名
(東瀬良沢 五所川原市)	(永澤 翔太 毛内 夏紀)

### ごめい福を祈ります

町名	死亡者名	年齢
仲町	澁谷 信良	83
稲川	貴田 昌美	84
鶴泊	藤田 武範	94
胡桃	館 工藤 光治	50
稲元	伊藤 武光	82
大巻	尾崎 玲子	89
仲町	高嶋 久	96
田中	相馬 昭夫	85
大巻	平山 孫七	85
田中	菊池 フミエ	77
木筒	小山内 正行	88
大性	棟方 トス	94
鶴泊	一戸 米藏	75
鷹ノ尾	工藤 俊治	81
菖蒲川	佐藤 マサエ	83
胡桃	館 成田 ツヨエ	89
大巻	下山 君江	90

※この欄に載せたくない方は、届け出の際にくらしの窓口 班へ申し出てください。

## (人の動き)

1月31日現在 (前月比)

人口	11,746人	(- 8人)
男	5,485人	(- 4人)
女	6,261人	(- 4人)
世帯	5,352	(- 7)
出生	5人	転入 19人
婚姻	4組	転出 13人
死亡	19人	

## 公民館図書室に新刊が入荷されました

### 【第170回芥川賞受賞作】

東京都同情塔  
 著：九段 理江

日本人の欺瞞をユーモラスに描いた現代版・パベルの塔。ザハの国立競技場が完成し、寛容論が浸透したもう一つの日本で、新しい刑務所「シンパシタワートーキョー」が建てられることに。犯罪者に寛容にならない建築家・牧名沙羅は、仕事と信条の乖離に苦悩しながらパワフルに未来を追求する。



### 【第170回直木賞受賞作】

ともぐい / 著：河崎 秋子  
 ・硫黄島上陸 友軍八地下二在り / 著：酒井 聡平  
 ・これからの小学生に必要な教養 / 著：池上 彰  
 ・ファラオの密室 / 著：白川 尚史  
 ・子どもの関係が変わる 自分の親に読んでほしかった本 / 著：フィリッパ・ペリー / 高山真由美



**不動産取得税の軽減制度**

**○不動産取得税とは**

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

**○軽減制度について**

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（特例適用住宅）といいますが新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

■問い合わせ先  
なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

西北地域県民局 県税課課税課  
☎ 0173 (34) 2111

**相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続」相談会**

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されます。

**▼実施日時**

2月17日（土） 10時～16時

**▼実施場所**

- ・イオンモールつがる柏（つがる市柏稲森幾代41）
- ・青森県司法書士会館（青森市長島3-5-16）
- ・弘前市総合学習センター（弘前市末広4-10-1）

**▼相談員**

司法書士、青森地方法務局職員

**▼相談内容**

遺言・相続に関する相談を中心

心に、関連する司法書士業務について無料で相談が可能。

**▼相談形態**

面談相談（予約不要・先着順）

**■問い合わせ先**

青森県司法書士会  
☎ 017 (776) 88888

**女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話・WEB）**

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

**▼日時**

3月2日（土） 10時～16時

**▼電話相談**

☎ 017 (752) 0440

（当日のみの専用電話）

**▼WEB相談**

先着3名の予約制

「青森県司法書士会」ホームページの専用予約フォームからお願いします。

**▼相談員**

女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

※相談は無料ですが具体的な手続が必要な場合は、別途費用がかかります。

**■問い合わせ先**

青森県司法書士会  
☎ 017 (776) 88888

**アイヌの方々からの相談を受けします**

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でも相談ください。

**▼相談専用電話**

☎ 0120 (77) 2008

**▼受付時間**

平日9時～17時  
（祝日・年末年始を除く）

※相談無料、匿名可、秘密厳守  
◆本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活充実事業により実施するものです。

**国家公務員採用試験のお知らせ**

人事院では、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）および一般職試験（大卒程度試験）を実施します。

申込みはインターネットにより行ってください。

**【総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）】**

**▼インターネット申込受付期間**

2月5日～2月26日（受信有効）

**▼第一次試験日**

令和6年3月17日（日）

**【一般職試験（大卒程度試験）】**

**▼インターネット申込受付期間**

2月22日～3月25日（受信有効）

**▼第二次試験日**

令和6年6月2日（日）

**2月の町税等納期**

- 上下水道料金 2月分 [2/21(水)]
- 町営住宅使用料 2月分 [2/26(月)]
- 後期高齢者医療保険料 8期 [2/29(木)]

※【 】納期限日  
口座振替を利用していない方は、手続簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

**防災無線を聞き逃したら！**

町の防災行政無線では、災害情報や町のイベント情報などを町民の皆さまに周知しています。万一、放送内容が聞き取れなかった場合、電話で確認できますので、ご活用ください。

◆確認用ダイヤル  
☎ : 0173-23-2333  
※通話料は利用者負担となります

**行政・人権相談**

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

■期 日 3月11日（月）  
■相談時間 午前10時～午後3時  
■場 所 国際交流会館1階 101会議室

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページの「**国家公務員試験採用情報NAV1**」または左記にお問い合わせください。

**問い合わせ先**

人事院東北事務局 第 課試験係  
☎ 022 (22) 2022

**45歳以上の方の転職・再就職をサポートします(無料)**

就職活動のノウハウ(仕事の探し方・応募書類作成・面接対策など)を知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマン(予約制)でサポートします。

**【青森地区】**

**▽実施日時**

平日、第2・4土曜日

9時～16時

**▽実施場所**

ネクストキャリアセンターあおもり(青森市安方1-1-40)

**【弘前地区】**

**▽実施日時**

平日 9時～16時

**▽実施場所**

キャリアスクールI・M・S(弘前市土手町134-8)

※当職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

**問い合わせ・予約申込み先**

ネクストキャリアセンターあおもり  
☎ 017 (72) 93250

**乗るなら確認**

**「自賠償」お忘れなく!**

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得ます。

**自賠償保険・共済なしでの運行は法律違反です!**

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠償保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

**「鶴田町生活応援商品券」**

**使用期限は3月10日まで**

令和5年度鶴田町生活応援商品券の使用期限が迫っています。

**▽使用期限**

3月10日(日)まで

使用期限を過ぎたの使用はできませんので、期限内にご使用ください。

**問い合わせ先**

企画観光課 観光班  
☎ 内線(264/265)



**町の保健だより**

**乳幼児健康診査について**

対象となる方には個別通知でお知らせします。年間の日程は、「鶴田町健康カレンダー」\*をご覧ください。  
\*町ホームページにも掲載しています

**新型コロナウイルス感染症について**

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただき、ありがとうございます。

お互いを守り合う気持ちで、引き続き、場面に応じた感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

**【新型コロナに関する各種問い合わせ・医療機関の紹介、健康面(後遺症含む)・予防方法等の相談】**

・青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談(24時間対応)  
☎: 0570-065-965

**・厚生労働省電話相談窓口**

☎: 0120-565653

・役場 健康保険課 ☎: 22-2111

**「個別特定健診」のお知らせ**

**●対象:**

- ①国保 40～75歳
- ②後期高齢者医療の方
- ③30～39歳全員
- ④生保 40歳以上

**●内容:**

身長、体重、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、診察

**●期間:** 令和6年2月29日(木)まで

**●健診料:** 無料

**●場所:** 町内外8医療機関

**●申込方法**

健康保険課⑥窓口または電話でお申し込みください。

※今年度の集団健診で特定健診を受けた方や、人間ドックを受けた方は、個別健診を重複して受けることはできません。

**悩みを抱えていたら相談してませんか?**

**【こころの相談窓口】**

**●よりそいホットライン**

生活の中で困っていること等、どんな悩みでもご相談ください。

☎: 0120-279-338(毎日24時間対応)

**●こころの健康相談統一ダイヤル**

所在地域の公的な相談機関につながります。

☎: 0570-064-556

(平日9時～16時、18時30分～22時)

**●NPO法人あomorいのちの電話**

☎: 0172-33-7830(毎日12時～21時)

※メール相談は「あomorいのちの電話」ホームページから入室

**【誰かに話を聴いてほしい】**

**●鶴田町傾聴ボランティア「つるりんの会」傾聴サロン**

日時: 第1・第3月曜日(祝日除く) 13時～15時

場所: 鶴遊館 栄養指導室

☎: 0173-22-2111

(担当: 健康保険課 健康長寿班)

**【有料広告】**



**創立30周年 ありがとうございます**  
～これからも地域とりんご産業発展に貢献して参ります～



地方卸売市場  
**株式会社 津軽りんご市場**

〒038-3684 板柳町大字三千石字二湯 21-3

TEL: 0172(72)1211 FAX: 0172(72)1229

令和6年度から

# 森林環境税 (国税) の課税が始まります



鶴田町の森林環境譲与税の使い道

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な財源を安定的に確保するために創設された国税です。

森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、市町村などにおける森林整備や木材利用の促進、人材育成などに充てられます。

## 令和6年度以降の個人町民税・県民税均等割および森林環境税について

令和6年度から個人住民税の均等割と併せて、1000円が森林環境税として賦課徴収されます。

これまで東日本大震災からの復興を目的として町民税と県民税に500円ずつ上乗せして賦課徴収されていた臨時措置が令和5年度で終了となるため、ご負担いただく金額は変わりません。

年度		令和5年度	令和6年度
森林環境税 (国税)			1,000円
個人住民税 均等割	町民税	2,500円	2,000円
	県民税	2,500円	2,000円
合計		5,000円	5,000円

## 町・県民税の申告相談会

**期間** 2月8日～3月15日 (土日、祝祭日は除く)

**場所** 国際交流会館 2階 (202会議室)

町役場で税の申告相談を行っています。

会場の混雑を避けるために行政区ごとに受付日時を指定しています。(1月15日発行の「広報つるた1月号」折り込みチラシをご覧ください)

※都合により指定日に申告できない方は、他の地区の受付日でも対応可能。

### 申告の必要な人が申告をしない場合

- ・医療費給付制度や児童手当、融資等の社会的制度に必要な所得証明書が発行できない
- ・国民健康保険税の「軽減世帯」の対象にならない
- ・給付金の対象にならない など

各種行政サービスに制限が設けられますので、必ず申告して下さるようお願いいたします。

■問い合わせ先：税務会計課 税務相談班 ☎：0173-22-2111 (内線121・122・125・126)

## 五所川原税務署からのお知らせ

税務署では、自宅等からのスマートフォン (スマホ) などによる電子申告 (e-Tax) を推進しています。

**step 1** 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

**step 2** 送信方法 (次の①または②) を選択

### ①マイナンバーカード方式

「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

### ②ID・パスワード方式

税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ID (利用者識別番号) とパスワード (暗証番号) を入力

**step 3** 収入や控除金額などを入力 (源泉徴収票を撮影すれば内容を自動入力できます)

**step 4** 申告内容の事前確認・送信

**step 5** 送信した申告内容の帳票PDFを保存・確認

五所川原税務署は申告書作成会場を開設します。

**期間** 2月16日～3月15日 9:00～17:00 (土日、祝祭日は除く。受付は16:00まで)

**場所** 五所川原税務署 2階

①入場整理券が必要です。当日、会場で配付します。状況により、後日の来場をお願いすることがあります。(LINEを通じた事前発行もできます)

②申告書作成会場では、ご自宅からと同様に原則としてご自身のスマホにより、ご自身で申告書等を作成していただきます。

③スマホ・マイナンバーカードをご持参してください。  
④マイナンバーカードの受領時に設定したパスワードが必要です。

- ・「利用者証明用電子証明書」用 (数字4桁)
- ・「署名用電子証明書」用 (英数字6～16文字)

### ■問い合わせ先

五所川原税務署 ☎：0173-34-3136 (代表)

## 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。（ただし、超えた額が500円以下の場合には支給対象となりません）

### 支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをした方  
 ※世帯内に対象者が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。  
 自己負担額は…支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

### 対象期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日までの1年間

### 支給申請

対象者には、支給申請のお知らせをお送りしますので、健康保険課の窓口へ申請してください。

#### - 国民健康保険に加入している方 -

2月下旬に健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

#### - 後期高齢者医療制度に加入している方 -

2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

### 所得区分に応じた自己負担限度額

#### ◎ 70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901万円超	212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

#### ◎ 70歳以上の人

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ		31万円
低所得Ⅰ		19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方  
 低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

## 高額療養費（外来年間合算）

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、**144,000円**を超える場合に、その超えた額が支給されます。

### 支給対象者

- ・70歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点（令和5年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が2割の方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点（令和5年7月31日）の保険者証の窓口負担割合が1割の方

### 対象期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日までの1年間

### 支給申請

対象者には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、健康保険課の窓口へ申請してください。

#### - 国民健康保険に加入している方 -

2月下旬に健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

#### - 後期高齢者医療制度に加入している方 -

12月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので、申請は不要です）

### △注意

対象期間の途中に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象の方でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象になるとと思われる方は、担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先：健康保険課 国保介護班 TEL：0173-22-2111（内線142・144・145）

令和6年  
3月1日から

# 新しい戸籍制度が始まり便利になります

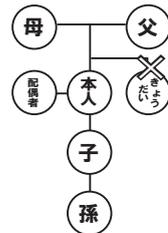
## 戸籍証明書等の広域交付

- ・本籍地以外の市区町村窓口にて、全国各地にある戸籍証明書・除籍証明書をまとめて交付請求できる制度です。
- ※一部事項証明書（戸籍の記載事項証明書）、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。
- ※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

### ▶ 交付の受け方

- ・請求できる方が最寄りの市区町村戸籍担当窓口にて直接訪れてください。
- ・請求できる方のマイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きの身分証明書を持参してください。
- ※代理人や郵送での請求はできません。

### ▶ 請求できる方



- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など直系尊属
- 子、孫など直系卑属
- ※戸籍を異にするきょうだいの戸籍は請求することができません。

## 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付が原則不要

例えば新婚旅行先の市区町村の窓口で婚姻届を提出する場合など、本籍地以外の窓口で戸籍の届出を行う場合に戸籍証明書等の添付が原則不要になります。

■問い合わせ先：町民生活課 くらしの窓口班 ☎：0173-22-2111（内線155）

## 広告入り窓口封筒への広告掲載募集

鶴田町では、来庁された方が住民票等の各種証明書を入れて持ち帰るために使用する窓口用封筒に広告を掲載しています。

広告主の募集・封筒の作製は、鶴田町との協定に基づき下記の広告代理店が行います。広告掲載をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

**募集締切り** 令和6年3月末まで

**掲載期間** 令和6年6月から令和7年5月



▲掲載イメージ

■問い合わせ・掲載申込み先：株式会社 郵宣協会（福岡県北九州市小倉北区堺町2-1-1） ☎：0120-993-622

### 【有料広告】

## 灯油の配送いたします。



ミライフ東日本株式会社 北つがる店  
五所川原市広田字柳沼90-3  
☎ 0120-17-2440  
営業時間 平日 9:00～17:00(夏季・冬季休業日を除く)

おめでで、はってらが～ 自然災害から経営を守る

# りんご共済

加入申込受付 3/25まで

ぶどう共済もあります

NOSAI 青森県農業共済組合 津軽支所  
〒037-0011五所川原市金山字竹崎203-4 TEL 33-1513

# 21世紀の町の担い手たち

## 家族からのメッセージ



ういか  
初穂ちゃんへ

元気に生まれてきてくれてありがとう！笑顔いっぱいのおたにかい子に育ってね！  
佐々木 裕斗・美咲さん(寺町)

令和5年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。

募集期間  
令和6年  
3月15日  
まで

## 鶴田町新公式キャラクターの愛称を募集します！

応募  
方法

- ① google フォームから応募
- ② 郵送または窓口提出  
(応募用紙は企画観光課窓口設置  
または町 HP からダウンロード)
- ③ 応募用紙をメールで送る  
(keikaku@town.tsuruta.lg.jp)



キャラクターの特徴

つるりんのお友達

つるりんが大好き  
いつもそばにいます



審査  
表彰

- ・管内小・中学生の投票で5作品を選び、その後選考委員会により最優秀賞を決定します。
- ・最優秀賞に選ばれた方には、記念品としてつるりんまたは新キャラクターのぬいぐるみを贈呈します(記念品は愛称決定後に製作します)。

■問い合わせ先: 企画観光課まちづくり班 ☎: 0173-22-2111 (内線263)

ハサミで切り取ってお使いください。



食改  
おすすめ  
レシピ

地場産品を使った料理/食生活改善推進協議会「みつば会」監修

### なめことたたき長芋のみそ汁

1個分: 57kcal 塩分0.9g 野菜量2.5g

なめこと長芋でとろみが付いたみそ汁はいかがでしょうか。長芋は切らずに叩いて使うので、大きさや形に変化があり、違った食感が楽しめます。ぜひ、お試しください。

#### ◆作り方

- ① 長芋は皮を剥き、ポリ袋に入れてめん棒などで叩き、粗く潰す。小ねぎは小口切にする。
- ② 鍋にだし汁と長芋を入れて中火にかけ、煮立ったら弱火にしてなめこを加えて2分ほど煮る。
- ③ 全体に火が通ったら、火を止めてみそを溶き入れる。器に盛り、小ねぎをちらす。

#### ★ポイント

長芋は細かく叩き過ぎないように、適度な大きさを残した方が良いかもしれません。塩分が気になる方は、だしを効かせることで、みその量が少なめでもおいしくいただけます。また、減塩みそを使っても良いでしょう。



#### ◎材料(2人分)

長芋	100g
なめこ	100g
小ねぎ	5g
だし汁	300ml
みそ	小さじ2

## 年初から高品質リンゴ生産に向けて剪定会

鶴田地区りんご支会連絡協議会などが1月4日（木）、町役場近くのリンゴ園で高品質リンゴ生産に向けた「りんご剪定会」を行いました。

剪定会は毎年この時期行われ、弘前市のリンゴ生産者・福澤亮一さんが講師を務めました。福澤さんは日当たりや枝の生長を計算して、ノコギリなどで枝を切り落とし「食味、玉伸びなど、自分が目指したいリンゴを想定して質の良い枝を残す」などと解説しながら剪定を実演していました。



町のリンゴ農家に剪定方法を指導する福澤さん



鶴田御膳を食べるお客さんと御膳の説明をする会員

## 町食材のおいしさ知ってほしい鶴田御膳

町内の農家有志でつくる「華の会」(瀬戸ひとみ代表)は1月8日（月・祝）に、鶴田町産の食材をふんだんに使った「鶴田御膳」を道の駅つるたで提供しました。

2020年に始まった鶴田御膳の提供はコロナ禍の22年を除き毎年この時期に実施しています。メニューは地元の肉や野菜、山菜を使った料理のほか、「すしこ」といった郷土料理、さらにスチューベンとリンゴのデザートなど13品が提供されました。

代表の瀬戸さんは「みなさんおいしいと言って食べてくれてうれしいです。これからも地元の食材のおいしさを伝えていきたいです」と話していました。

## 能登半島地震 被災地へ職員などを派遣

鶴田町は、令和6年能登半島地震の被災地支援のために町職員1名を派遣しました。派遣職員は富山県射水市で1月19日（金）～25日（木）の期間、被災家屋の家屋調査および罹災証明発行業務に従事しました。

また1月17日（水）には、防災などに関する協定を結んでいる「公益財団法人B&G財団」からの要請を受けて、能登半島地震で被災した石川県七尾市に、町所有のスライドダンプカー1台を貸し出しました。



被災地支援に向けて出発したスライドダンプカー



津軽ぶどう村では経理やホームページの管理、業者とのやり取りなど、担当業務が広がってきました。町として参加した東京都庁での即売会では、用意したスチューベンがあっという間に売り切れ！皆さん甘さや価格に驚いていました。まだまだ伸びしろがあると確信しました。

また、協力隊仲間に誘われて中泊町の「金多豆蔵大会」に出場し、特別賞をいただきました(写真)。

そのほかに松屋銀座との協力で津軽の新ブランド『津軽たんげ』企画に参加し、東京のど真ん中で商売してきました。1月末には有楽町の「青森冬のくらしセミナー」に相談員として参加しました。そして、2月24日は町国際交流会館から津軽地域の協力隊と共に移住者向けのインターネット中継を計画中です。

予定は目白押しですが、プライベートでは車とバイクが大好きなので、現在空き家と車庫を探しています。情報求む(笑)



右  
上  
津軽ぶどう村  
中泊町  
左  
下  
津軽ぶどう村  
中泊町  
東京都庁  
東京都庁  
津軽ぶどう村  
中泊町  
東京都庁  
東京都庁



Facebook



Instagram

地域おこし協力隊の活動内容は、各種SNSでも確認することができます。

# 新年の五穀豊穡を願い「弥生画」奉納

## 山道町内会

12月30日、山道町内会（一戸雅人会長）がくろがね神社に2つの弥生画を奉納しました。

山道町内会では、毎年大小2つの弥生画を奉納しており、今回の題材は2024年大河ドラマの主人公「紫式部」。約20種類の穀物の種を使用して、十二単ひつじまんの模様や黒髪を繊細に表現していました。また、町内の子どもたちが中心となり、勢いよく宙を舞う龍にまたがる「竜の子太郎」が制作されました。

町内会の人たちは2つの弥生画を鳥居に取り付けた後、鳥居の下で奉納を祝っておはよしの演奏を行い、神社にお参りを行いました。

制作の中心人物である澁谷信一さんは「十二単など細かい表現が大変でしたが、いい出来栄えになりました。新年の豊作とみんなの健康を願っています」と話していました。



△山道町内会の弥生画「紫式部」



△山道町内会の子どもたちによる弥生画「竜の子太郎」

## 元町弥生会

12月31日、元町弥生会（吉田亘会長）が鶴田八幡宮に弥生画を奉納しました。

元町弥生会の題材は、新年の干支にちなんだ「親子龍」。11月中旬から、会員らが黒豆や小豆、コメなど10数種類の穀物を貼り付け、新年の干支である2頭の勇ましい「辰」を描きました。

当日はトラックに完成した弥生画を乗せて、町内を回り地域住民に披露。その後、会員らが神社の鳥居に弥生画を取り付けました。吉田会長は「2023年は記録的な猛暑で農作物も被害を受けた。新年は穏やかな一年になってくれることを願っている」と話していました。



△元町弥生会の弥生画「親子龍」

### 今月のライス☆シェアメニュー

市販のモノでもかわいく！

ちらし寿司 (かずうきん投稿)



飾り方を工夫すると  
お花みだいになるんだね。  
イチゴ大福も、市販の大福に  
イチゴを加えたものなんだって！  
ひな祭りにぴったりだね！



### メニューを募集中

町では、お米のさらなる消費拡大・地産地消のため、お米を使った料理の投稿を募集しています。

ライス☆シェアにご協力いただける方は、

産業課農業振興班  
(nousin@town.tsuruta.lg.jp)

まで下記事項をご記入のうえ、メールを送信してください。

- ①氏名（ハンドルネーム可）
- ②料理写真
- ③一言ポイント

広報に掲載されたら、  
町からつるりんグッズを  
プレゼント♪



▲詳細はこちらより  
ご確認ください

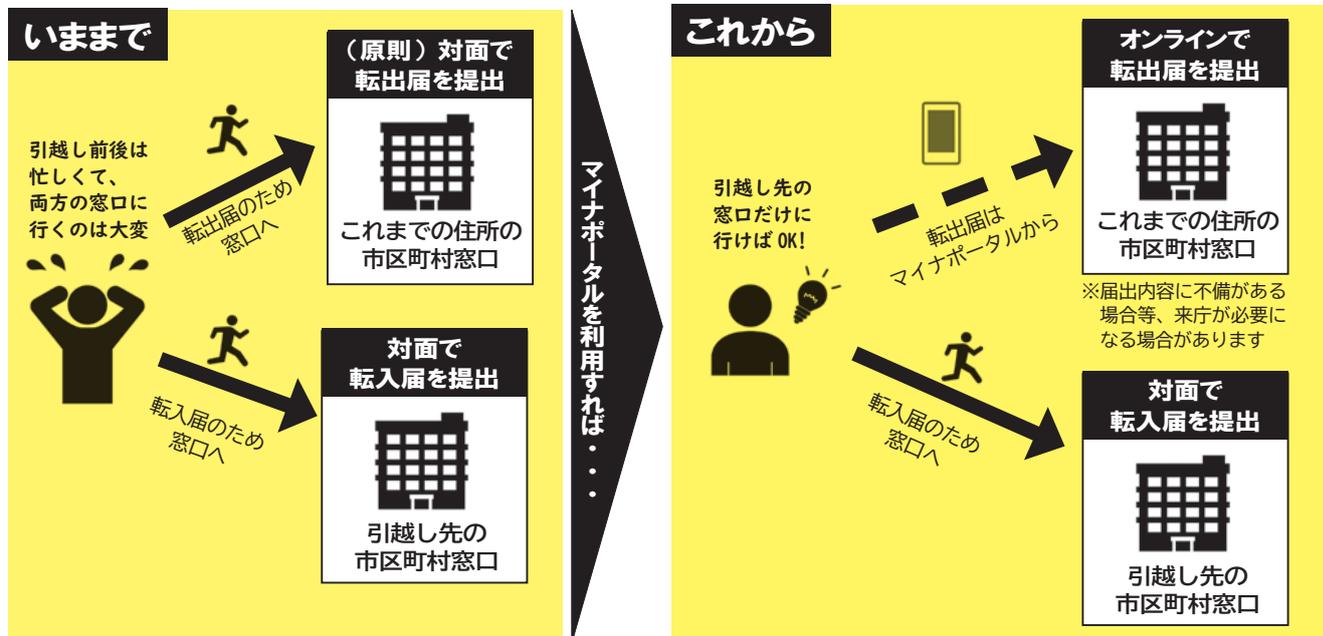
# マイナンバーカード 転出届をオンライン提出！

忙しいときに便利



## 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます。  
このサービスを利用する方は、転出にあたり鶴田町窓口への来庁が原則不要となります。  
※顔認証マイナンバーカードの方はオンラインで提出できません。



## マイナポータルから転出届を提出する3つのメリット

メリット

1

**オンラインでできる！**

これまでの住所の市区町村窓口  
原則行かなくてOK♪

メリット

2

**いつでもできる！**

窓口開庁時間を気にせず  
手続きできる

メリット

3

**手続き漏れ  
持ち物忘れを防止できる**

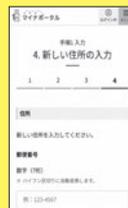
引越し先の市区町村窓口  
で必要な  
手続きや持ち物がわかる

## オンライン手続の流れ

準備するもの

- ☑ 電子証明書が有効なマイナンバーカード（暗証番号が必要になります）
- ☑ マイナポータルにアクセスする端末（スマートフォン・PC）
- ☑ 連絡先電話番号
- ☑ 新しい住所

- 1 STEP **マイナポータルへアクセス**
- 2 STEP **届出情報等を入力**
- 3 STEP **電子署名&送信**



**手続完了！**

- ☑ 市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。
- ☑ マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください。